

けいかんけいせい もくひょう きほんほうしん
景観形成の目標と基本方針

ごてんばし けいかん たい かんが かつた いが
御殿場市の景観に対する考え方は以下のとおりです。

～ せかいにほこるけいかんをそだて、
こうせいにつたへるまち 御殿場 ～

ふじさん ほんし のシンボルであると同時に、にほんじん の心のふるさとでもあります。せかいにほこるふじさんと御殿場の景観を市民一人ひとりが再認識し、それにほこりを持つことで訪れる人々をおもてなしする心が育まれます。

1 ふじさんとともに生きる眺望景観づくり

ふじさん なが かつよう ほぜん つと
富士山の眺めを活用、保全に努めます

2 ゆたみず みどり まも しぜん けいかん
豊かな水と緑を守る自然景観づくり

ゆた しぜんかんぎょう まも い
豊かな自然環境を守り、活かします。

3 ぶんか う つ れきし けいかん
文化を受け継ぐ歴史景観づくり

ちいき つた れきし ぶんか たいせつ すず
地域に伝わる歴史・文化を大切にしまちづくりを進めます。

4 おもてなしの心を育てる観光景観づくり

しがい おとず ひとたち みりよく かん
市外から訪れた人達が魅力を感じるまちなみをつくります。

5 しみん い む かつどう けいかん
市民の生きがいに向けた活動景観づくり

しみん しみん ひとり けいかん しゅやく
市民のみなさん一人ひとりが景観づくりの主役です。

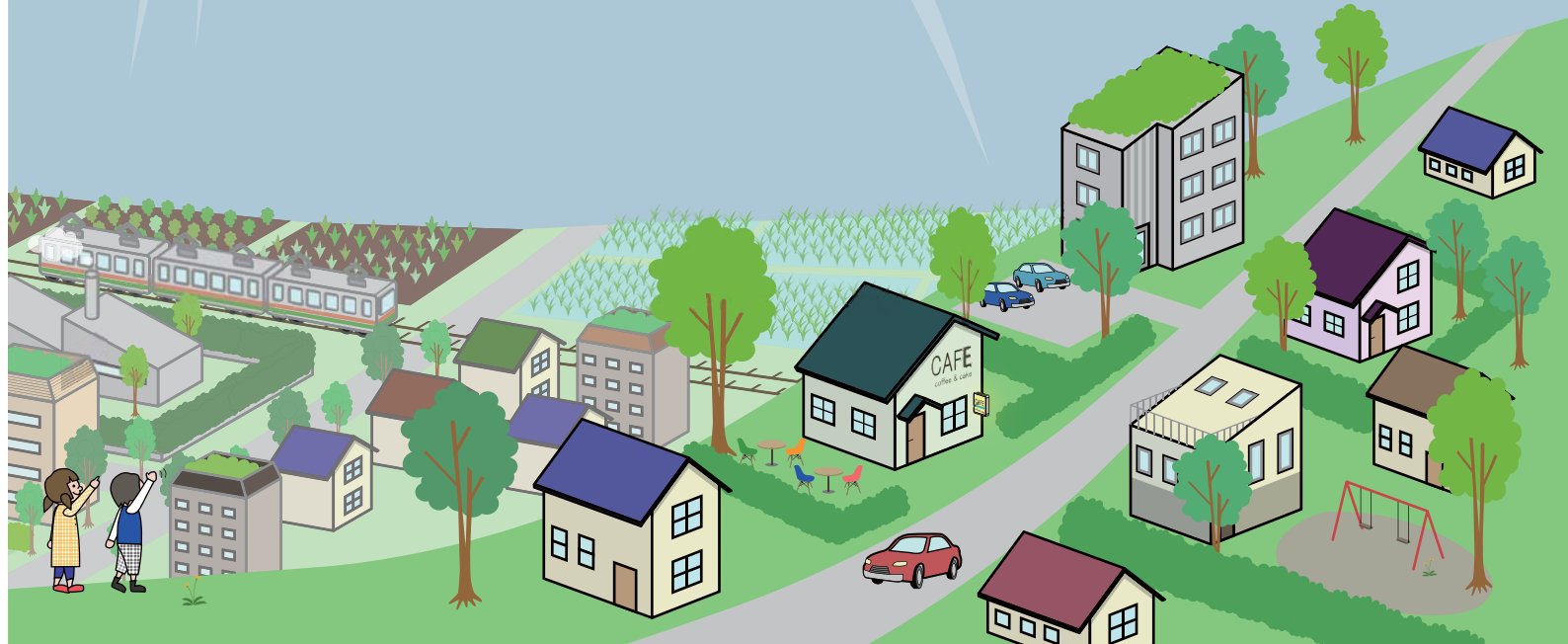
基本方針

みんなでおもてなし

ふじさん しゅやく
富士山が主役のまちづくり





御殿場市

ごてんばし
御殿場市では、みなさんが誇りを持てる景観 = 風景
づくりを目指し、建物や屋外広告物(看板)などを建てる時
に、御殿場のまちによく似合う色や形、素材を使って
建ててもらおうようお願いをしています。
このパンフレットには、御殿場らしい景観を守るために市民
のみなさんに考えてほしいこと、気を付けてほしいことをまと
めています。
※ 詳しくは、御殿場市景観計画、御殿場市総合景観条例(景観法及び屋外
広告物法に基づく条例)をご覧ください。
🏠 ホームページ
<http://www.city.gotemba.shizuoka.jp/life/cityplan/keikankeikaku.htm>



けいかん 景観とは

けいかん ふうけい けしき なが 景観とは、風景や景色、眺めのことです。

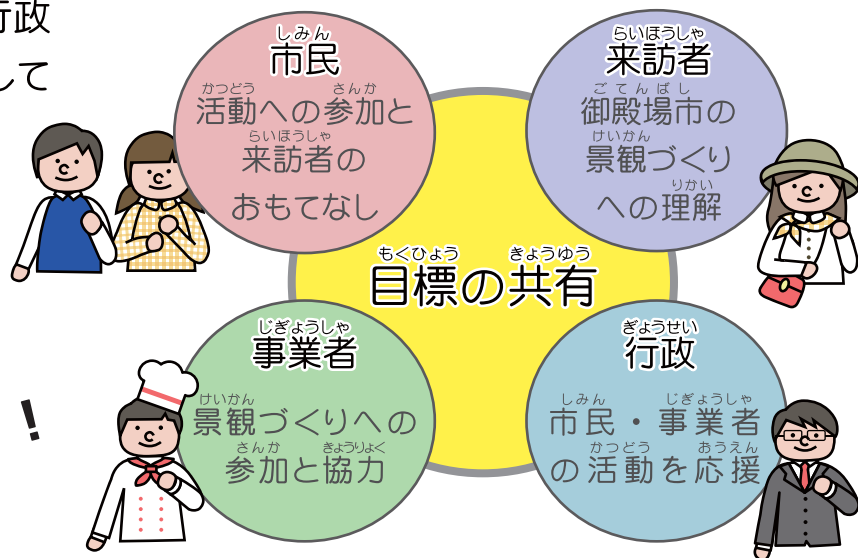
-  **自然** (山、川、木など)
-  **歴史** (神社、伝統文化など)
-  **都市** (建物、道路、公園など)
-  **人** (暮らし、伝統行事など)

これらが
いっぺん
一体となって
みえてくる
もの

景観

けいかん かたち 景観を形づくるもの

しみん じぎょうしゃ らいほうしゃ ぎょうせい 市民、事業者、来訪者、行政
などの色々な人々が協力して
けいかん 景観づくりを行います。



景観を形づくるのはみなさん一人ひとりです！

これまでの景観に関する取り組み

- 平成4年 御殿場市都市計画景観形成ガイドプラン策定
市内の景観形成の目標と方針を示しました。
- 6年 街並みデザインマニュアルの策定
個性的で魅力のあるまちなみを形成するための建築物、工作物等のデザインを提案しました。
- 7年 御殿場市サイン計画の策定
御殿場市オリジナルの茶色の公共サインの占用を許可しました。
- 16年 景観法施行
- 20年 御殿場市景観計画策定基礎調査
- 23年 景観行政団体移行
- 25年 景観計画・総合景観条例の制定

みんなが誇れるまちをつくるために 気を付けたいこと

なてもの かんぱん ぼうさくぶつ た 建物や、看板などの工作物を建てる時に気を付けたいポイントがあります。

POINT! 01 建物と道路の間に空間を設けましょう。

ゆとりが感じられるね

道路境界線

POINT! 02 外観は落ち着いた色合いを心がけましょう。明るい色合いはポイントで使うと効果的です。

御殿場に似合う色はどんな色かな

色が目立ちすぎていないかな

POINT! 03 富士山や箱根山が良く見えるビューポイントからの眺望をさえぎらない高さにしましょう。

景色がいなあ

御殿場駅前などの重要なエリアでは、高さの制限があります。

【高さ】建築物の上には看板がある場合は、地面から看板までの高さに注意が必要です。

POINT! 04 建築設備は前面の道路から見えない位置に配置しましょう。

すっきり

POINT! 05 上空に向けて照らさない、周辺に光がもれないように気を付けましょう。

色にも気を付けよう

POINT! 06 御殿場駅周辺や東山、二の岡では、屋外に設置する自動販売機の色を濃い緑色にしましょう。

統一感があっておしゃれ

POINT! 07 地域のシンボルとなる建物や樹木とその周辺の環境を守りましょう。

「景観重要樹木」、「景観重要建築物」の指定により、景観資源を保護します

これらのポイントに注目して建てると、見た目がよくなります。

POINT!
08

建物の外観は、背景となる自然や地域の特色に似合うデザインにしましょう。

傾きのある屋根にすると山なみとのバランスが良く見えます



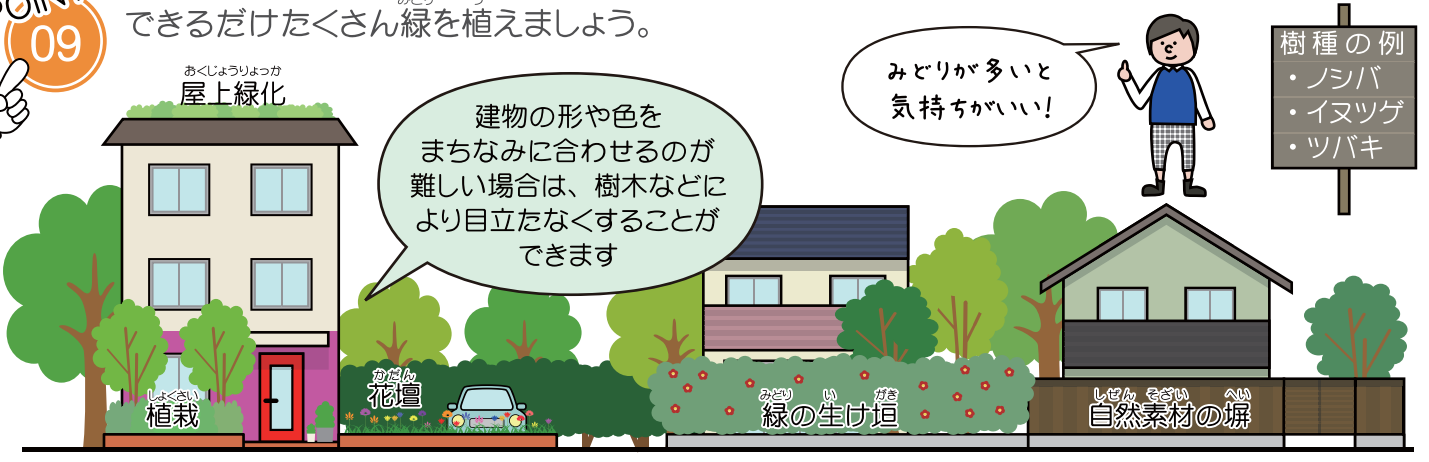
POINT!
09

できるだけたくさん緑を植えましょう。

建物の形や色をまちなみに合わせるのが難しい場合は、樹木などにより目立たなくすることができます

みどりが多いと気持ちがいい!

- 樹種の例
- ・ノシバ
 - ・イヌツゲ
 - ・ツバキ



POINT!
10

屋外広告物は、周辺の山々や田園風景などのまちなみとの調和を心がけ、大きさや色使い、設置する場所など、まちなみとのバランスに気を付けましょう。

いろいろな色が使われているとごちゃごちゃして見えるよ

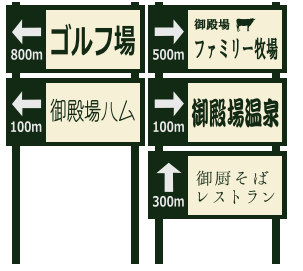


派手な色を減らすと...

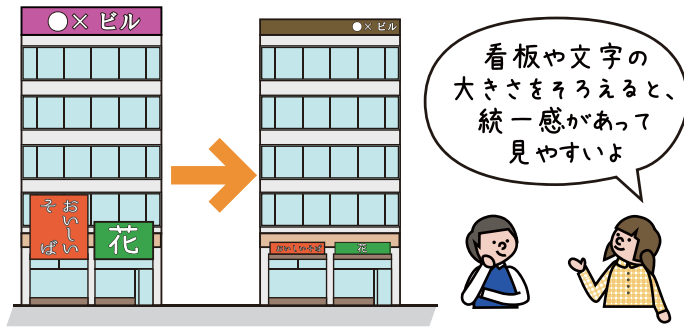
色使いを工夫すると山の緑とマッチするね



交差点や公共施設周辺などの公共性の高い場所に案内看板を表示する場合、他の看板と色、高さ、大きさや距離表示等を統一することで、見やすいデザインにすることができます。



看板や文字の大きさをそろえると、統一感があって見やすいよ



世界に誇る景観を育て

後世に伝えるために

平成25年6月22日、富士山は世界遺産に登録され、世界共有の財産として新たな道を歩むことになりました。富士山麓の自治体にとっては、まさに歴史的なターニング・ポイントであり、その保全と活用は大きな重責であると同時に、限りない可能性を手に入れるチャンスともなりました。この朗報に至るまでの関係者の御労苦に対し、市民の一人として感謝の意を表したいと思います。

さて、本市は、富士・箱根・伊豆観光圏の中心に位置する「観光ハブ都市」を目指し、観光を大きな柱の一つに据えたまちづくりに取り組んでいます。それは、我が国が、今後見込まれる国際交流人口の増大に合わせ、観光産業を21世紀の重要な産業として位置づけ、観光立国に向けて大きく舵を切ったことが背景にあります。私は地方自治の責務としても、本市の地理的優位性や恵まれた観光資源を生かす地域政策の重要性を強く感じました。

ところで、観光政策にとって最も重要な市民の意識、いわゆる「おもてなしの心」を育てるには、何が必要なのでしょうか。その答えは、市民が郷土に誇りを持つことではないかと思えます。郷土に誇りを持ち、郷土を愛し、郷土を知ってほしいと思う気持ちが、「おもてなしの心」につながると思います。その実現のための第一歩として、景観政策による豊かな郷土づくりを目指し、このたび、御殿場市景観計画を策定いたしました。

計画には、雄大な富士山の眺望点を将来にわたって保全し活用するための方策や、歴史資産の多い東山・二の岡地域など重点的に保全すべき区域の指定、建築物と屋外広告物の一体的な規制・誘導を目指した総合景観条例など、本市独自の新たな試みを数多く盛り込んでいます。本計画に基づいて、富士山の眺望や周辺の街並み景観を世界に誇るものに整備・保全し、それを後世に伝え、さらには市民が郷土を誇りに思い、世界から訪れる多くのお客様を心からおもてなしできる真に豊かな地域となることを願い、景観行政を進めてまいりたいと考えています。

結びに、本計画策定にあたりご協力をいただきました御殿場市都市計画審議会の委員の皆様をはじめ、多くのご提言をいただきました市議会議員の皆様、懇話会において熱心に議論していただいた構成員の皆様、地域別説明会やみんなの声を活かす意見公募等においてさまざまなご意見をお寄せいただきました市民の皆様には厚くお礼を申し上げます。

平成25年12月
御殿場市長 若林洋平

眺望遺産を指定します



国道138号より眺める富士山

「富士山を眺める」場所を市民から募集し『眺望遺産』に指定します。眺望遺産に指定した場所は、美しい眺めを後世に伝えるため、眺望遺産から富士山までの見通しを保全したり、周辺のまちなみを整えたり、ビューポイントに駐車場や看板、ベンチの設置などを行います。

ほこりたい風景、
守りたい風景があります。



桜まっりの会場

桜並木
秩父宮記念公園前の道路には約3kmの桜並木が連続し、桜のシーズンにはライトアップされます。



箱根外輪山からの夜景
御殿場から箱根にぬける国道138号から見ることができます。



御殿場かがやき地区
富士山に向かって雛壇状に成形された水田風景。
(第3回静岡県景観賞優秀賞受賞)



原里バラ園
地域住民が管理・運営するバラ園で、毎年6月のばら祭を中心に11月下旬まで美しいバラを楽しむことができます。



元総理大臣の邸宅
東山旧岸邸
伝統的な数寄屋建築の美と、現代的な機能性を目指した設計となっています。
(第5回静岡県景観賞優秀賞受賞)



富士山について学べる!
富士山 樹空の森
「富士山情報発信」「自衛隊との交流」「地域活性」の役割を担う新しい形の公園です。



秩父宮記念公園
緑の園内には、築290年の母屋や樹齢130年のしだれ桜、秩父宮両陛下の御遺贈品の展示室等があります。



あまたンポ池ふかさわの森
市民団体によって保全されているビオトープで、四季折々の花や木が植えられています。



御殿場市花の会による花壇
住民団体が道路沿いなどにある花壇に花を植えたり、除草をしたり、住みよい環境づくりを行っています。



時之栖イルミネーション
緑と光のリフレッシュリゾート「時之栖」で冬に行われるイルミネーション。美しい光の世界を鑑賞できます。



御殿場プレミアムアウトレット
おしゃれなまちなみが広がるショッピングモール。



平和公園
富士山と市街を一望できる見晴らしの良い公園。

いま
今すぐできること!

ふだんの生活が景観づくりです。

- 1 自分の住まいの周りの景観を見直してみましょう。
- 2 ごみの出し方、清掃、おでかけ時のごみの持ち帰り等、ふだんの生活の中で美しい景観づくりを意識しましょう。
- 3 地域のお祭りなどの行事も景観をつくる要素の一つです。進んで参加しましょう。
- 4 花いっぱい運動や道路の美化運動などの活動に参加しましょう。
- 5 まちづくり計画のための勉強会などに参加をし、景観をつくりあげる一員としての意識を高めましょう。

市の支援制度を活用しましょう。

緑豊かな景観づくりを進めるために、御殿場市では以下の支援を行っています。

生垣設置奨励金の交付

生垣の設置に必要な経費の一部を助成しています。

花苗の配布

春・秋の年に2回、市内の団体や学校を対象に花苗の配布を行っています。

誕生記念樹の配布

出生届提出の際、希望者を対象に誕生記念樹として桜の苗木を配布しています。

※ 今後は、自治会やNPOなどによる景観に関する活動を支援するための制度を創設していきます。

お問い合わせ
BE-ONEビル4階
都市整備課
☎0550-82-4226



景観に興味のある方は、こちらの連絡先までご連絡ください!

わたしの家や看板は景観に合っているの?

地域で景観の勉強会を開きたい!

などなど

御殿場市都市計画課

〒412-8601 御殿場市萩原483番地
TEL: 0550-82-4240 FAX: 0550-82-4232
0550-82-4231
E-mail: keikaku@city.gotemba.shizuoka.jp